

# 錦綾会会則

- (名称)第1条 本会は錦綾会と称する。
- (事務所)第2条 本会の事務所は福岡県立八幡中央高等学校内に置く。
- (目的)第3条 本会は、会員相互の連絡、親睦を図り、相扶けて会員の福祉向上及び母校の発展、教育振興に協力することを目的とする。
- (事業)第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 毎年、母校卒業式の前日、新入会員の歓迎を兼ねて入会式を行う。
  2. 会誌又は会報、会員名簿の発刊。
  3. 会員の親睦及び福祉向上のため必要と認める行事。
  4. 母校の発展、教育振興に対する協力援助及び育英事業。
  5. その他必要と認める事業。
- (会員)第5条 本会は会員を以って組織する。
- 会員資格については、付則第1条において定める。
- (会議)第6条 本会に次の会議を置く。
1. 総会
    - ①総会は、通常総会と臨時総会とする。又、通常総会は年1回会長が招集開催し、臨時総会は理事会の承諾を得て、会長が招集する。
    - ②総会は、(イ)予算決定の承認(ロ)会則の改廃、承認(ハ)審議の請求(ニ)事業報告(ホ)その他については、事前に理事会で承認を受けたことを総会で報告する。
    - ③通常総会は、会員が卒業16年目にして、その開催当番の任を負い、諸準備及び処理を理事会と連絡をとりつつ運営する。
  2. 理事会
    - ①理事会は、名誉会長・名誉副会長・顧問・会長・副会長・会計監査・事務局長・事務局員・書記・会計・会計補佐及び理事を以って構成する。
    - ②理事会は、必要に応じ会長が招集し、本会の総ての会務を掌り運営する議決機関である。
    - ③理事会は、必要に応じて専門部会を構成することができる。専門部会については、付則第3条において定める。
  3. 役員会
    - ①役員会は名誉会長・会長・副会長・事務局長・事務局員・書記・会計・会計補佐を以って組織する。
    - ②理事会開催前に会長が招集し、理事会に付議する案件の計画立案をする。
    - ③理事会の議決に基づく会務の執行。
- (組織)第7条 本会に次の役職を置く。
- 名誉会長(学校長をいう)
- 名誉副会長(教頭2名及び、学校事務長をいう)
- |      |     |      |          |
|------|-----|------|----------|
| 顧問   | 若干名 | 会計   | 1名       |
| 会長   | 1名  | 会計補佐 | 1名       |
| 副会長  | 5名  | 会計監査 | 3名       |
| 事務局長 | 1名  | 理事   | 各期より原則2名 |
| 事務局員 | 若干名 | 学校理事 | 若干名      |
| 書記   | 若干名 | 幹事   |          |
- 支部長(関東・関西)
- (選任)第8条 役職者の選任は、次の通りとする。
1. 会長・副会長・会計監査は付則第6条において定める錦綾会役職者選考委員会において推薦され、理事会にて承認を得て、総会に報告する。
  2. 事務局長・事務局員・書記・会計・会計補佐は会長が委嘱する。
  3. 支部長は、各支部によって選出され、理事会に報告する。
  4. 理事は各期の中より推薦された者を理事会へ報告し承認を得なければならない。各期の理事は原則2名とする。理事変更の際は各期より理事変更の申し出を行い、理事会の承認を得なければならない。

卒業時に卒業生代表幹事 1 名が、理事会の承認を得て理事となる。また、総会当番開始時に希望があれば変更し、総会終了後に 1 名追加選任し、理事会の承認を得て理事となる。

5. 幹事は卒業年度ごと各クラスより 2 名選出し、その代表幹事を理事会に報告する。
6. 顧問は、原則として会長経験者がその任にあたり、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
7. 学校理事は母校を卒業した、母校在籍職員とする。

(任期) 第 9 条 役職者の任期は、次の通りとする。

1. 会長、副会長、会計監査の任期は 3 年とする。但し、再任は妨げない。
2. 補充で選任された会長、副会長、会計監査の任期は前任者の残存期間とする。
3. 会長、副会長、会計監査は、任期満了後であっても、後任者の就任まで引継ぎその職務を行う。

(任務) 第 10 条 役職者の任務は、次の通りとする。

1. 会長は、会務を統轄し、会議を主催し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 事務局長は、会長の命を受け、会務進行の事務手続きを行い、その円滑化を図る。事務局員は事務局長の補佐を行う。書記は、本会の記録の一切を処理する。
4. 会計及び会計補佐は、本会の経理一切を処理する。
5. 理事は、理事会における諸問題を審議する。
6. 会計監査は、本会の経理一切の監査を掌る。
7. 幹事は、各クラスを代表し、同期会との連絡調整を図り、理事会へ協力する。
8. 支部長は、支部を代表し本部との緊密なる連絡を図る。
9. 顧問は本会の識者として会長の諮問に応じる。

(議決) 第 11 条 本会の役員会、理事会の会議成立はその会員の 3 分の 1 以上の出席または委任状を必要とする。総会は、出席者を以って成立とする。議決は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の時は議長が決すところとする。

(経理) 第 12 条 1. 本会の経費は入会金、終身会費、寄付金、その他の収入を以って充てる。  
2. 入会金・終身会員の金額については、会計内規において定める。

(会計年度) 第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

## 付 則

(第 1 条) 会員資格は、次の通りとする。

- (イ) 八幡実科高等女学校卒業生 (T6~S2)。
- (ロ) 福岡県立八幡高等女学校卒業生 (T11~S23)。
- (ハ) 福岡県立八幡高等女学校研究科卒業生 (S13~S23)。
- (二) 福岡県立八幡女子高等学校卒業生 (S24)。
- (ホ) 福岡県立八幡女子高等学校併置中学校卒業生 (S23~S24)。
- (ヘ) 八幡市立高等女学校卒業生 (S22~S23)。
- (ト) 八幡市立高等学校卒業生 (S24)。
- (チ) 八幡市立八幡高等学校併置中学校卒業生 (S23~S24)。
- (リ) 福岡県立八幡高等学校旧定時制卒業生 (S24~S26)。
- (ヌ) 福岡県立八幡中央高等学校卒業生 (S25~)。
- (ル) 福岡県立八幡中央高等学校定時制卒業生 (S27~)。
- (ヲ) 前記以外の者で母校に在籍したことがあり、本人の希望する者。

(第 2 条) 本会則第 6 条にかかげる会議の他に、組織団体として次の会を設ける。

### 1. 支部会

- ① 本則第 3 条の目的を達成するため支部会を設置できる。
- ② 支部会は、地域または職域ごとに 30 名以上の連名による申請を、理事会が承認したとき結成できる。
- ③ 支部には次の役員を置く。支部長 1 名、副支部長 2 名、幹事若干名、その他支部運営上必要な役員を置くことができる。

④支部長は支部事業計画書を作成し、会員異動報告と共に理事会に報告しなければならない。理事会はこれを受けて、支部補助金を交付す

ることができる。

⑤補助金の額は、会計内規において定める。

⑥現在の支部設置承認は関東支部、関西支部とする。

## 2. 同期会

①同一年度の卒業生を以って構成し、随時開催する。尚、年1回、補助金を請求することができる金額は会計内規において定める。

②当学期は幹事長他役員を選任し、総会運営につとめ、会則第8条に従い、理事を選出しておかねばならない。

## 3. 全幹事会

①全幹事会は各期の幹事の代表が参加し、年1回会長の招集によって開催する。

②幹事は理事と連絡を密にし、総会及び理事会運営に協力する。

(第3条) 本会の運営において必要と認める活動の際に、役員会・理事会の承認を得て、専門部会を設ける。

1. 専門部会の部会長は、副会長もしくは役員会、理事会で選出された者がその任にあたる。

2. 部会の任務完了の時点で、その部会は解散する。

(第4条) 錦綾会奨学金については別途定める。

(第5条) 錦綾会個人情報管理規定については別途定める。

(第6条) 錦綾会役職者選考委員会及び選考に関する規程については別途定める。

# 会 計 内 規

(第1条) 本会の有する財産は、原則として会長名にて維持管理される。

(第2条) 本会の有する財産の維持管理は、随時理事会に諮らなければならない。

(第3条) 本会則第12条に規定する入会金は、1,000円とし、終身会費10,800円とする。

付則第1条(イ)~(ウ)に該当する者は、入会にあたり、入会金1,000円を納めることとする。

(第4条) 付則第2条に記す補助金を次の通り定める。

関東支部・関西支部 50,000円 同期会 5,000円

(第5条) 本会の慶弔金は次の通りとする。

1. 役員、顧問が亡くなった場合は弔電と生花(15,000円程度)一基を贈る。

2. 理事が亡くなった場合は弔電のみを贈る。

3. 上記以外の場合は役員での協議により決定し、役員会及び理事会にて追認を得るものとする。

お見舞い金、香典は原則しない。

4. 母校入学式、母校卒業式、母校体育大会の際は、祝い金として一律10,000円を贈る。

餞別は原則しない。

(第6条) 本会の旅費は次の通りとする。

1. 会長もしくはその代理の者が支部総会に出席する際は、その旅費を実費支給する。

2. その他、会の命を受けその任にあたる場合など、必要な旅費を支給する。

制定 昭和60年 10月19日

改正 平成19年 9月18日

改正 平成22年 4月30日

改正 平成27年 3月24日

改正 平成28年 9月 6日